

桂坂体育振興会会則

第1条<名称及び事務所>

本会は、桂坂体育振興会と称す。

第2条<目的>

本会は、体育の振興と会員相互の親睦に努め、健康で明るい町づくりに寄与する事を目的とする。

第3条<組織>

本会は、桂坂学区民によって組織し、桂坂連合会の各地域自治会を支部とする。

第4条<事業>

本会は、第2条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 体育指導と親睦に必要な行事を行う。
- (2) 地域対抗の競技大会を開催。
- (3) 上部団体の事業への参加。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

第5条<役員>

本会に次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	5～8名
会 計	1名	会 計 監 査	1名
総務部長	1名	総 務 部	若干名
事務局長	1名	事 務 局	若干名
指導部長	数名	運 営 委 員	数名
京都市スポーツ推進委員	4名		

第5条<支部委員>

本会に、支部委員を置く。

支部長	1名	体育委員	4名以上
-----	----	------	------

第7条<役員の任務>

- 会 長 : 本会を代表し、会務を統括する。
- 副 会 長 : 会長を補佐し、会長の事故あるときは会務を代行する。
- 会 計 : 本会の財政を司り、会務の実施にあたる。
- 会計監査 : 本会の会計を監査する。
- 総務部長 : 本会の総務を統括し、事業の遂行にあたる。
- 総 務 : 総務部長を補佐し、事業の遂行にあたる。
- 事務局長 : 本会の事務を統括し、事業の遂行にあたる。
- 事 務 局 : 事務局長を補佐し、事業の遂行にあたる。
- 指導部長 : 指導部を統括し、事業の遂行にあたる。
- 運営委員 : 体育指導を分掌する。
- 京都市スポーツ推進委員 : 京都市及び西京区の体育振興会の事業に参画する。

第8条<支部委員の任務>

- 支 部 長 : 支部（自治会）を代表し、会務の実行にあたる。
- 体育委員 : 支部（自治会）の事業参加者を掌握し、事業の遂行にあたる。

第9条<役員任期>

役員任期は、原則として2年とするが、再選は妨げない。但し新役員が決定されるまでは任務を継続しなければならない。

第10条<支部委員任期>

支部長は各支部の推薦による。体育委員は2年を任期とし、隔年に1名ずつの交替とする。但し再選は妨げない。

第11条<役員選出>

役員は総会で決定し、役員合議により任務を決定する。

第12条<支部委員選出>

支部長、体育委員は各支部が推薦し総会で承認する。

第13条<機関>

本会に次の機関を設ける。

役員総会 : 全役員、支部委員をもって構成する。

本部役員 : 全役員をもって構成する。

協議会 : 全役員及び支部長をもって構成する。但し支部長は体育委員に委任することが出来る。

指導部会 : 指導部長、運営委員、体育委員及び京都市スポーツ推進委員をもって構成する。

第14条<機関召集>

役員総会、協議会、本部役員は会長が必要と認めるとき召集することができる。

第15条<指導部召集>

指導部長が必要と認めるとき召集することができる。

第16条<役員総会>

本会の最高決議機関であって、次の事項を決定する。

- (1) 年次事業計画
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員改選
- (5) その他重要事項

第17条<役員総会議決>

役員総会議決は、出席者の過半数をもって決定する。

第18条<協議会>

協議会は本会の運営機関であって、運営に関する基本事項を決定する。

第19条<本部役員会>

本会の中核機関であって、運営及び事業に関する基本的事項を決定する。

第20条<指導部会>

事業の遂行機関であって、事業の遂行に必要な事項を協議決定する。

第21条<事業協力者>

事業の運営を円滑に進めるため、必要に応じ **Special Partner** (スペシャル・パートナー) を置くことができる。

第22条<慶弔金等>

慶弔事に関し必要な事項を定め、次に掲げる金品を贈る。

- | | | |
|----------------------------------|------|------------|
| (1) 役員の結婚。 | 御祝い金 | 金 10,000 円 |
| (2) 役員の死亡 | 弔慰金 | 金 20,000 円 |
| (3) 体育委員の死亡 | 弔慰金 | 金 10,000 円 |
| (4) 役員・体育委員の配偶者の死亡。 | 弔慰金 | 金 10,000 円 |
| (5) 役員（2年以上在籍）の第一等親族の死亡。 | 弔慰金 | 金 10,000 円 |
| (6) 役員（2年未満在籍）の第一等親族の死亡。 | 弔慰金 | 金 5,000 円 |
| (7) 体育委員（2年以上の在籍）の第一等親族の死亡。 | 弔慰金 | 金 10,000 円 |
| (8) 体育委員（2年未満の在籍）の第一等親族の死亡。 | 弔慰金 | 金 5,000 円 |
| (9) 西京区体育振興会連合会役員及びスポーツ推進委員の死亡。 | 弔慰金 | 金 10,000 円 |
| (10) 事故等により入院した場合、会長・副会長で協議決定する。 | | |
| (11) その他、特に会長・副会長で必要と認めた場合。 | | |

第23条<会計>

本会の事業費用及び経費は、桂坂自治連合会からの助成金、京都市からの交付金、寄付金及びその他の収入をもって賄う。

第24条<会計年度>

本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終了する。

付 則

- この会則は、平成2年4月1日から施行する。
一部改定補足し、平成5年4月29日より実行する。
一部改定補足し、平成9年4月15日より実行する。
一部改定補足し、平成12年4月23日より実行する。
一部改定補足し、平成16年4月25日より実行する。
一部改定補足し、平成24年4月22日より実行する。
一部改定補足し、平成25年4月21日より実行する。
一部改訂補足し、平成26年4月27日より実行する。